

## 講演会、研究会、セミナー等講演講師、発表者の謝金等

### 学術委員会、研究会申し送り事項

2010年9月18日施行

2014年7月27日改訂

2024年2月03日改訂

講演会、研究会、セミナー等講演講師、発表者の謝金、資料作製費、交通費の申し送り事項は、以下のようにすることとする。

1. 講演講師、発表者の謝金、交通費は以下のように定める。

|       |    |           |
|-------|----|-----------|
| 医師、一般 | 謝金 | 5万円以下（税込） |
|-------|----|-----------|

2. 学会員講師には謝金は発生しない。

3. 交通費は本会「旅費規程」に準ずる。